

2014年CERD勧告実施進捗リスト(CERD/C/JPN/CO/7-9)

作成:ERDネット 2018年7月

2014年 勧告パ ラ番号	テーマ	勧告の内容	2018年7月 時点での 2014年勧告の実施			実施の評価		NGOレ ポート 該当ペー ジ 番号
			完全	一部	なし	不十分	不適切	
4	CERD勧告の実施報告	前回勧告の実施について政府報告で述べる		●		●	●	-
6	人口の民族構成	細分化された社会的・経済的指標に関する最新のデータ提出			●			随所
7	人種差別の定義	人種差別の包括的定義の採択			●			随所
8	包括的差別禁止法の不在	1条、2条に従った人種差別を禁止する包括的な特別法の採択			●			6
9	国内人権機関の設置	パリ原則に従った独立した国内人権機関設置に向けた法案検討			●			7
10	4条に準拠した立法措置	4条(a)(b)留保撤回の検討。4条撤回に必要な刑法改正に向けた手段			●			8-15
11(a)	ヘイト・スピーチとヘイト・クライム	ヘイト・スピーチ、人種的暴力及びその扇動に毅然として立ち向かう		●		●	●	
(b)		インターネットとメディアにおけるヘイトスピーチと闘う適切な措置			●			
(c)		ヘイト・スピーチをばらまく団体・個人の捜査と必要に応じて訴追			●			
(d)		ヘイト・スピーチや憎悪扇動する高官および政治家の制裁			●			
(e)		ヘイト・スピーチの根本的原因に取り組む、啓発や教育の強化		●		●		
12	移住労働者	雇用、入居における人種差別と闘い、労働条件改善のための法令改善 技能実習生の労働上の権利保護のために技能実習制度の改革		●		●		29
13	市民でない者の公職へのアクセス	市民でない者が調停委員として活動できるような政府見解の見直し			●			22-23
		市民でない者の公的生活への参加促進			●			
		市民でない者の公的生活への参加に関するデータ提出			●			
14	国民年金制度からの排除	国民年金制度から除外された者が受給資格を得るための措置			●			24
		現時点で受給資格がない者が年金を受けられるための法改正			●			
15	公共の場所へのアクセス	公共の施設に関する差別への適切な措置			●			26
		関連する法令上の義務に関する啓発キャンペーンの強化			●			
16(a)	人身取引	人身取引禁止法の制定			●			38
(b)		人身取引との闘いへの取組強化及び予防措置			●			
(c)		被害者に対する支援の提供			●			
(d)		迅速な調査、訴追及び処罰			●			
(e)		法執行職員への専門トレーニング			●			
(f)		マイノリティの被害者に関する状況報告の提供			●			

17	マイノリティ女性に対する暴力	マイノリティ女性に対する暴力への訴追及び制裁			●			32
		日本人を配偶者にもつDV被害の移住女性の在留資格			●			
18(a) (b) (c)	「慰安婦」	権利侵害に関する調査の結論及び責任者への裁き			●			
		謝罪及び賠償を含んだ解決の追求			●			
		中傷及び否定への非難			●			
19	朝鮮学校	教育機会の均等及び入学へのアクセス			●			18
		「高校授業料就学支援金」制度及び補助金の支給を受けられること			●			
		ユネスコの教育差別禁止条約への加入			●			
20(a) (b)(c) (d) (e)	アイヌ民族の状況	アイヌ政策推進会議などの協議会へのアイヌ代表人数の増加	NA					46
		生活改善と格差是正の取り組み強化と 状況の定期的実態調査			●			
		土地と資源への権利の保護と文化的権利の実現に向けた措置		●				
		ILO169号条約批准			●			
21	琉球・沖縄の状況	琉球人を先住民族と認め、その権利保護のための措置			●			47-54
		琉球に関する決定における琉球代表との協議			●			
		琉球諸言語、文化の母語			●			
22	部落民の状況	世系解釈を変え、部落代表との協議による明確な部落民の定義採択			●			43-45
		2002年特別措置終了時の生活指標の提出			●			
		戸籍不正取得への効果的な法的対応と、違法悪用事件の刑事措置		●		●		
23(a) (b) (c)	難民と庇護申請者	自治体、地域社会における難民の非差別の理解促進			●			40
		収容は最後の手段。代替措置を講じること			●			
		無国籍者を特定する手続きの確立と、無国籍者の保護、条約の加入			●			
24	マイノリティの言語と教科書	マイノリティの言語によるマイノリティの子どもの教育			●			55-58
		マイノリティの歴史的な社会への貢献を教科書に含む			●			
25	ムスリムへのプロファイリング	ムスリムへの民族的、宗教的プロファイリングを用いないこと			●			42
26	寛容と相互理解	公衆の教育啓発活動と学校における人権教育の推進		●		●	●	8
		メディアによる人種間調和の推進と、ジャーナリストの人権教育			●			
27	未批准の国際人権文書の批准	移住労働者権利条約、家事労働者権利条約を含む条約の批准、			●			随所
31	個人通報制度	条約14条の受諾宣言			●			-